

西田小「いじめ防止基本方針」

杉並区立西田小学校
校長 鈴木 朝代

1. いじめ防止に関する基本方針

(1) いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止に関する基本姿勢

①軽微ないじめも見逃さない

いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払拭し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、的確に認知していく。

②教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

教職員は、一人で抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」への報告・連絡を欠かさずに行い、迅速かつ組織的に状況を確認し、適切な役割分担によって対応を行う。

③相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

④子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるように、子供たちの自己肯定感を育む指導を行い、子供の活動を励ましていく。

⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

日常からいじめほどの学校の子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、いじめが認知された場合には、被害・加害双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応する。

⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

いじめを迅速かつ的確に解決するため、外部の人材や警察や児童相談所等の関係機関と適切に連携して対応する。

2. いじめ防止等の具体的な取組

(1) いじめの未然防止

「いじめが発生してから対応する（事故対応）」のではなく、「いじめを生まない、許さない学校、学級風土をつくる（未然防止）」ことが大切である。すべての児童がいじめは人間として決して許されないことを理解するとともに、すべての児童が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重するような望ましい人間関係を育むようにする。

○学級活動を充実し、温かい雰囲気の中にも、規律やルールのある学級づくりを進める。

○「私たちの道徳」「東京都道徳教育教材集」を活用した道徳授業の充実を図る。

○「人権教育プログラム」「いじめ防止プログラム」等を活用した校内研修を実施する。

○ふれあい（いじめ防止強化）月間を活用し、いじめアンケートを年3回実施し、情報を共有し組織的な対応につなげる。

(2) いじめの早期発見

いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであると認識し、日頃から児童を注意深く観察し、ちょっとした変化も見逃さないように努め、サインをしっかりと受け取るようにする。

○日常的な観察を行い、サインを見逃さない。

- ・複数の教職員による観察
- ・休み時間や放課後の雑談の中などでの児童の様子を観察
- ・日記やノート等を活用した交友関係や悩みの把握
- ・児童の作品や持ち物、言葉づかいや行動の観察

○「いじめアンケート」調査を活用し、児童に聞き取り等を行う。

○スクールカウンセラーや心の教室相談員による毎週の巡回や相談を行ったり、5年児童に対するスクールカウンセラーによる全員面接を活用したりする。

○個人面談や保護者会、教育相談日等の機会を活用し、保護者や地域からの情報を得る。

(3) いじめの早期対応

○いじめを察知したら、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集する。また、いじめが解決した後も観察経過・定期的な確認を行う。

○毎週金曜日の生活指導朝会で、情報共有と早期対応策の検討を行う。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関と連携を推進する。

(5) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ対策を行う中核となる役割を担う「学校いじめ対策委員会」を設置し、定期的を実施する。この委員会は、校長、副校長、各主任、当該児童に関わる教職員（専科・旧担任も含む）やスクールカウンセラー、スクールサポーター、養護教諭等で構成する。さらに、重大事態が発生した場合には、教育委員会へ報告するとともに、連携して事実関係を明確にするための調査を実施する。

3. 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、重大事態の該当については、いじめを受けている児童の状況を第一に考え、教育委員会とともに判断する。また、いじめられた児童や保護者等から申立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

(2) 重大事態が発生した場合の主な対応

- ①重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する。
- ②いじめられた児童及びいじめの実態を報告してくれた児童の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。
- ③保護者や地域、学校支援本部や学校評議員会等の諸団体、杉並警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。
- ④いじめ防止のための懲戒、出席停止制度を適切に運用する。その決定については管理職の判断とする。

4. その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。